

ふるさと納税は自治体の支出にどのような影響を与えるか

1210502 西 大貴

高知工科大学 経済・マネジメント学群

1. 序論

現在、日本では多くの人は、地方で生まれ、その自治体の医療や教育などの住民サービスを受けて成長し、進学や就職を機に都会などに引っ越し、そこで納税を行っている。その結果、都会の自治体は税金を得ることが出来るが、生まれ育った故郷の自治体は税金を得ることが出来ない。地方間の格差や人口減少などによる税金の減少に悩む自治体に対しての救済として2008年にふるさと納税制度が導入された。

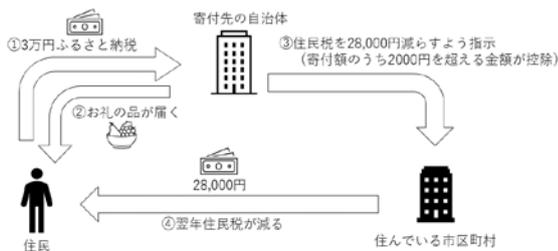
ふるさと納税の特徴としては、4点が挙げられる。一点目は、税金を納める自治体を選択でき、応援することができることである。自分の出身地に限らず、好きな自治体に寄付することで、そしてその寄付金が自治体の課題の解決や事業の推進に活用される。二点目は、都道府県や市区町村に対して個人が寄付した寄付金のうち、2,000円を超える部分を一定限度額まで、原則としてその年の個人所得税と翌年度の住民税の控除が受けられることである。三点目は、返礼品として、寄付金額の3割程度の額に相当する寄付地の特産品をもらえることである。四点目は、複数の自治体に寄付することができることである。

このような特徴により、実質、自己負担2,000円で返礼品を貰うことができるので、現在では多くの人がふるさと納税を利用している。

ふるさと納税の流れは次のようなものである。まず、寄付者が選んだ自治体に寄付をする。その後の流れとして、次の二種類の手続きのどちらかを選択することが可能となる。一種類目の手続きは、ふるさと納税先の自治体から返礼品と寄付金受領証明書を受け取り、確定申告するというものである。確定申告をすると、寄付者はふるさと納税を行った翌年度分の住民税と所得税が減額される(図1)。

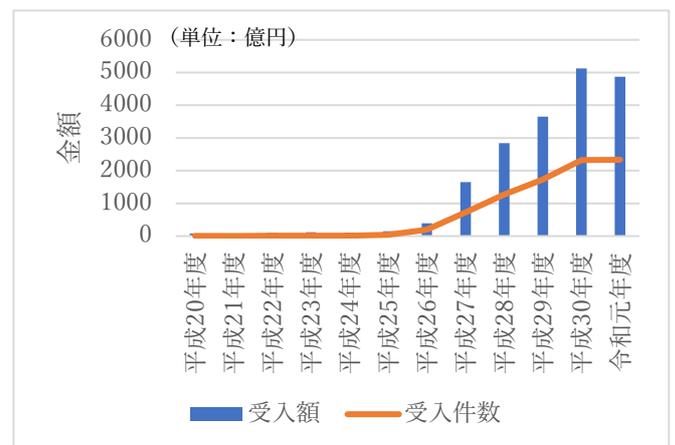
二種類目の手続きは、確定申告を行わずに、ふるさと納税の寄付金控除を受ける「ワンストップ特例制度」を利用するというものである。確定申告をしていたら控除されたはずの所得税と同じ額が、住民税から控除されることになるので、利用者の観点から見れば、金銭的に不利な点は、確定申告と比べて存在しない。ただし、寄付する自治体が年間で5つ以内でなければならず、また、もともと確定申告をする必要のない給与所得者等しかこの制度を利用できない。

ふるさと納税の受入額の推移は(図2)のとおりである。平成27年には、寄付限度額が前年までの2倍に引き上げられた。同時に、ワンストップ特例制度が設けられた。このことにより平成27年度には受入額の合計が前年の4倍以上の1,652億円にまで達した。



注：総務省のホームページを参考に作成

図1 ふるさと納税の仕組み



注：総務省のウェブサイト内のデータを元に作成

図2 全国のふるさと納税の受入額

それでは、ふるさと納税制度は、経済にどのような影響を与えるのであろうか。この疑問に対して、上村（2020）は、余剰の観点からの答えを提示した。それは、ふるさと納税に返礼品が組み込まれることによって、市場に死荷重がもたらされ、非効率性が生じる、というものである。今まで取引する必要のなかった分まで返礼品として取引されるようになったことで、過剰に取引された返礼品の財の市場で死荷重が発生するというのである。

ふるさと納税の返礼品の対象となる財の市場において、ふるさと納税の導入前は、余剰が最大化されていたとする。ふるさと納税の導入によって生じる死加重を図示したのが、図3である。

ふるさと納税制度がもたらす余剰の変化は、それにとどまらない可能性がある。日本全体の納税額は、返礼品購入に費やした費用の分だけ減少することになるので、もしふるさと納税導入前の段階で、公共財の供給量が最適な水準なのであれば、日本全体で見た税収の減少は、それを原資とする公共財の供給量の減少につながる。よって、公共財の過小供給による死荷重も発生しうるのである。

これまでのふるさと納税の議論では、上村（2020）をのぞき、個々の自治体での損得や余剰のみが議論の対象となっていた。すなわち、自治体全体での損得や余剰が議論されていなかった。そのため、自治体全体での税収がどのように変化し、その結果として、自治体の公共財への支出がどのような影響を受けるのかが検証されてこなかった。

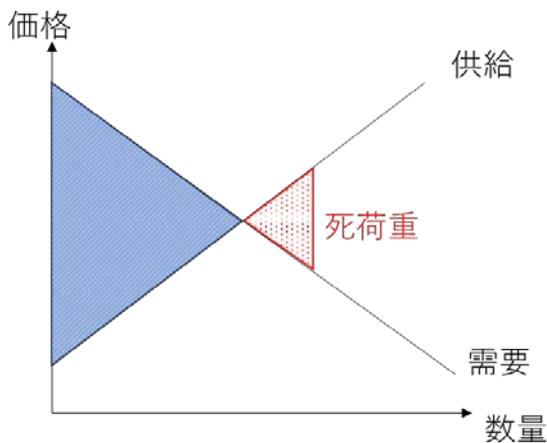


図3 ふるさと納税が財市場にもたらす死加重

そこで、この論文では、日本全体で見た地方自治体の支出が、ふるさと納税によってどのような影響を受けるのかを検証する。

ただし、ふるさと納税の税収の変化は、所得税を徴収する国と、住民税を徴収する都道府県や市町村で、別に考えなければならない。すなわち、ふるさと納税後、寄付者が確定申告を行う場合、国が損をして市町村が得をすることになる。一方で、ふるさと納税後、寄付者がワンストップ特例制度を利用する場合、国は損せず市町村が損をする。これらのことから、確定申告でふるさと納税された分については、国の負担により市町村全体での税収が増えるので、市町村全体での支出も増えることになる。一方、ワンストップ特例制度でふるさと納税をされた分については、市町村全体での税収は減るので、市町村の支出も減るはずである。

はたして、そのような関係が本当に成立するのだろうか。それを検証するために、確定申告とワンストップ特例制度のそれぞれの受入額のデータと、地方自治体の支出データをもとに、それらに関係があるのかを統計的に検証した。具体的には、地方自治体の支出を、その前年度の確定申告の受入額、ワンストップ特例制度の受入額、そして西暦に回帰した。しかしながら、最小二乗法によって推定された係数の符号は、想定した通りにはならなかった。

本論文の構成は次の通りである。次節では確定申告とワンストップ特例制度の違いから、支出に関する上記の仮説がどのようにして得られるのかを説明し、仮説の検証方法を説明する。第3節では結果を説明し、第4節ではその結果を考察し、結論を述べる。

2. 仮説と分析方法

2.1 ふるさと納税の数値例と仮説

2つの自治体間で考えてみる。自治体Aと自治体Bがあり、自治体AとBに住む住民を住民Aと住民Bとし、二人とも年収は日本の平均年収の463万円（令和2年9月の国税庁の民間給与実態調査による日本人の平均年収）とする。住民Aと住民Bのどちらとも控除額上限内の47,600円を住民Aは自治体Bに、住民Bは自治体Aにそれぞれふるさと納税をしたとする。また、ふるさと納税で受けられる控除額は所得税分の控除額と住民税基本分の控除額、住民税特例分の控除額の三つを足したものである。

まず確定申告をしたケース（図4）において、国は所得税を還付するので寄付金 47,600 円のうち、所得税控除により一人当たり 9,120 円、二人合わせて 18,240 円、国が負担することになる。次に自治体はそれぞれ、寄付金と住民税控除分、返礼品購入分（寄付金のうち 3 割の 14,280 円）により合計すると -3160 円となり、2 つの自治体を合わせて -6,320 円となる。

次にワンストップ特例制度を使用したケース（図5）では、所得税の還付はないので住民 A と住民 B に対する控除は自治体による住民税控除のみとなる。よって寄付金 47,600 円のうち住民の自己負担額の 2,000 円を除いた 45,600 円を自治体が控除することとなり返礼品購入額と合計すると -12,280 円、自治体 A と自治体 B 合わせて、-24,560 円となる。

2 つを比べるとワンストップ特例制度の方が負担は大きくなっている。このことから、次のような仮説が得られる。それは、日本全体での確定申告でのふるさと納税額が増えるほど、市町村全体での支出は増えるが、日本全体でのワンストップ特例制度でのふるさと納税額が増えるほど、市町村全体での支出が減るか、あるいは確定申告のときほどは増えない、というものである。

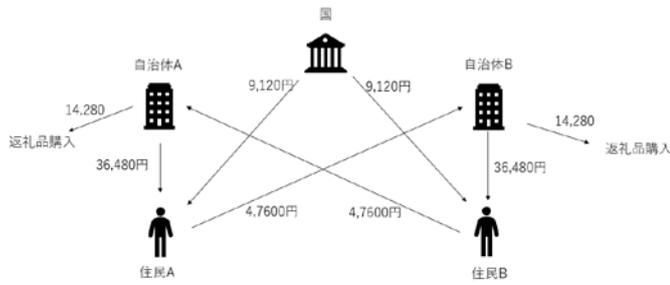


図4 確定申告の場合のふるさと納税

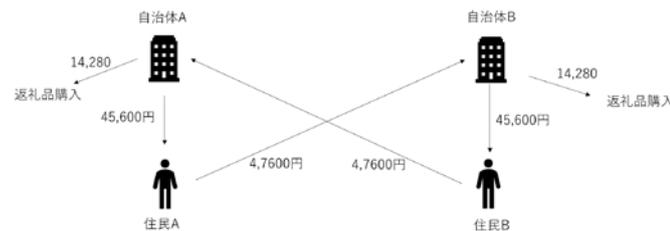


図5 ワンストップ特例制度を利用したふるさと納税

2.2 検証方法

2014 年から 2019 年の自治体の支出と、確定申告でのふるさと納税額と、ワンストップ特例制度でのふるさと納税額のデータを用いる。そして、市町村全体での支出額を、その前年の確定申告の受入額と、ワンストップ特例制度の受入額と、西暦に回帰する。上記の仮説が正しければ、確定申告での納税額の係数の推定値は正となり、ワンストップ特例制度での納税額の推定値は負になる。

3. 結果

最小二乗法によって得られた推定式は次の通りである：

$$\widehat{\text{支出}} = \text{切片} + 9.59 \times \text{確申} + 20.28 \times \text{OneStop} + 6680 \times \text{西暦}$$

$$(36.83) \quad (61.34) \quad (29401)$$

観測数 = 5, 修正済 $R^2 = 0.672$

ただし、 $\widehat{\text{支出}}$ は市町村全体での支出額の推定値、「確申」は確定申告によるふるさと納税額、「OneStop」は、ワンストップ特例制度によるふるさと納税額、「西暦」は支出が行われた西暦、括弧内の数値は標準誤差である。

推定結果においては、確定申告での納税額の係数だけでなく、ワンストップ特例制度での納税額の係数も正となった。ただし、どちらも有意に 0 とは異ならなかった。

4. 考察と結論

本研究では、確定申告によるふるさと納税額と、ワンストップ特例制度によるふるさと納税額のそれぞれが、自治体の支出額にどのような影響を与えるかを、回帰分析により検証した。最小二乗法による推定結果からは、有意な結果が得られなかった。

その原因として考えられるのは、今回の分析で使った市町村の支出額に、ふるさと納税の増減や住民税の減収の影響を受けやすい支出だけでなく、影響を受けにくい支出も含まれていたことである。影響を受けやすい支出先だけを用いて分析することにより、より正確な推定が行えた可能性がある。別の原因として考えられるのは、ふるさと納税制度が開始してからまだ十分な年月が経過していないため、データ数に限りがあったことである。さらなる年月が経過した後、同様の分析をすることにより、より明確な結果をえることができるで

あろう。

謝辞

終始熱心なご指導を頂いた草川孝夫先生に感謝の意を表します。

引用文献

総務省ふるさと納税ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

上村敏之『ふるさと納税の根拠と非効率性』税, 2020年9月号, pp.57-60